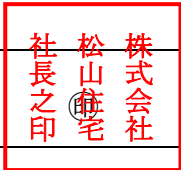



# 借地権以外の権利の申告書

令和元年6月10日

権利者	住所	松山市二番町四丁目7-2	
	氏名	株式会社松山住宅 代表取締役 松山 太郎	
土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者	住所	松山市一番町四丁目4-2	
	氏名	愛媛 花子	

松山広域都市計画事業松山駅周辺土地区画整理事業  
 施行者 松山市  
 代表者 松山市長 野志克仁

印鑑は「実印」を押印してください。印鑑登録証明書を添付してください。  
 (※法人の場合も)

次表の土地の **全部** 一部 **200** 平方メートルについて、下記の内容の **地役** 権を有することを申告します。

令和元年6月1土地登記簿記載事項						記事
町名	地番	地目	地積	摘要	所有者の住所及び氏名	
松山市南江戸一丁目	2番	宅地	150㎡		松山市一番町四丁目1-2 愛媛 花子	

## 記

### 備考

- 土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者が連署せず、当該権利を証する書面を添えて申告する場合には、「土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者」欄は、記載しないこと。
- 「土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者」欄は、「土地所有者」及び「申告に係る権利の目的である権利所有者」のうち連署しない一方を消すこと。
- 権利者、土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者が法人である場合には、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄には土地所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。
- 土地が法第100条の2の規程により施行者が管理する宅地又はその部分である場合には、登記簿登記事項の表中「記事」欄にその旨記載し、同表中「記事」欄以外の欄は記載しないことができる。

## 権利部分の位置見取図

(権利部分の位置見取図についての注意)

1. 権利が一筆の土地の全部のときは、見取図は必要ありません。
2. 権利が一筆の土地の一部であるときは、その権利の目的となっている部分の位置を明らかにするために、見取図に次の事項を記載してください。
  - (1) 権利の目的となっている土地の一筆全部と、これに接する道路、水路等
  - (2) 権利の目的となっている部分の周囲の長さ、筆界からの距離
  - (3) 権利の目的となっている部分に建物、工作物等があるときは、その位置及び形状
  - (4) 方位
3. 権利が2筆以上の土地にまたがる場合は、各筆ごとに権利の目的となっている部分の周囲の長さ、筆界からの距離を記載してください。